

工事における着手届の労災保険加入の確認方法について

工事における着手届の労災保険加入の確認方法について、下記のとおり運用することとしますので、お知らせします。

労災保険加入の確認方法

■対象工事

設計金額 250 万円超の工事

■労災保険加入の確認方法（いずれか一方に該当すること。）

- ・ 着手届の余白部分に所管労働基準監督署からの「保険関係成立済」の押印受けること。（現行）

- ・ 契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。（追加）

※労災保険加入済として扱う法定様式控え等については、次ページ以降の書式例 No.1～No.7 をご参照ください。

適用年月日

令和3年4月1日以後に札幌市水道局に提出する着手届から適用

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

労働保険番号と労働保険の書式について

1. 労働保険番号について

各労働基準監督署、各公共職業安定所、労働保険事務組合で振出される労働保険番号には、一定のルールがあり、特に発注機関各位に関連性が高い、林業と建設業については、他の事業と違い、下記のとおり労働保険番号が構成され、④基幹番号で判別できるようになっています。(全国一律)

※ 労働保険番号

① 府 県	② 所 掌	③ 管 轄	④ 基 幹 番 号	⑤ 枝 番 号

- ① 都道府県コード（北海道は「01」）
- ② 1・・・監督署所掌（林業・建設業の労災保険は必ず【1】となります。）
3・・・安定所所掌（主に雇用保険のみの場合）
- ③ 所掌により管轄する署・所番号
- ④ 署所において付与する事業場ごとの番号
- ⑤ 枝番号は有期工事及び労働保険事務組合の場合は記入されるがそれ以外は「000」

基 幹 番 号	対 応 す る 事 業
500001～599999	林業（一括有期・その他の林業）
600001～699999	土木建築工事業（一括有期）
810001～849999	有期事業（大規模の立木の伐採、建設事業）
850001～899999	有期事業（甲型共同企業体）
900000～999999	労働保険事務組合委託事業

具体例（重要）

林業（立木の伐採事業）→④基幹番号が50万台又は80万台、事務組合の場合は90万台で基幹番号の末尾が4の場合

建設業 →④基幹番号が60万台又は80万台、事務組合の場合は90万台で基幹番号の末尾が5の場合

※ 一部発注する事業によっては、労働保険の業種判断から林業・建設業に分類されない事業（測量、設計、調査など所謂建設コンサルタントや交通誘導など）のため、林業・建設業の労働保険番号とならないケースもあります。

2. 労働保険の成立、申告・納付に係る各種書類について

① 保険関係成立届

名称等の登録のため、労働保険に加入する際に、最初に提出する書類、単独有期事業（注下記参照）の場合は、工事又は立木の伐採の事業ごとに労働保険に加入することとなるため、工事等ごとに必ず保険関係成立届を管轄する労働基準監督署に提出します。（書式例No.1）

② 年度更新申告書

一括有期事業（注下記参照）に該当する場合、一定規模未満の工事等を1保険年度分まとめて、毎年7月10日までに申告する手続きで使用します。

提出方法は、直接労働局・監督署に提出する方法、保険料とともに金融機関で申告納付する方法、労働保険事務組合（注下記参照）経由の場合は、事務組合が申告・納付する保険料を計算し事業所に請求する方法があります。（書式例No.2、No.3、No.4）

※ 近年、電子申請手続きでの労働保険の成立、申告・納付が増えており、労働保険の手続きが完了したのち、電子公文書を取得することにより、公的な証明がされた申告書等が発行されます。（書式例No.5）

※ 一括有期事業とは

一括有期事業とは、工事等ごとに、労働保険を成立させるのは煩雑になるため、一定の規模未満の工事等を1年間分まとめて申告・納付を行う保険関係のことを示します。その都度保険の手続きを行う必要はなく、年に一度、年度更新申告により、保険の申告・納付を行っている場合は、原則として労災保険の給付対象となります。

※ 一定の規模未満とは

建設の事業の場合は、労働保険成立時に消費税抜き1億8千万円未満でかつ納付する保険料が160万円未満、林業（立木の伐採）の場合は、生産材の見込みが1,000m³未満の場合は一括有期事業対象となり、それを超える工事又は立木の伐採及び甲型共同企業体の工事については、工事毎に労災保険を成立させることとなります。

（単独有期事業）

※ 労働保険事務組合とは

労働保険事務組合とは、中小企業事業者が労働保険の事務負担を軽減するための制度で、労働保険の申告納付等の手続きを委託先の事業者によりに保険の申告納付事務を代行する仕組みです。

委託している事業者は直接国に労働保険の申告納付を行わず、すべての手続きは労働保険事務組合に行い、労働保険事務組合は、委託先事業者分をまとめて国に申告納付する制度のため、事業者は労働保険事務組合に保険料を納付し、それに対して労働保険事務組合が領収書を発行します。

書式例 No.1 労働保険関係成立届

①種別 31601		労働保険 0: 保険関係成立届(継続) 1: 保険関係成立届(有期) 2: 任意加入申請書(事務処理委託届)		①事業主 住所又は所在地 札幌市北区北8条西2丁目1-1 氏名又は名称 ㈱労働建設 郵便番号 000-5555	
②事業主 住所 札幌市中央区北8条西1丁目 電話番号 011 - 999 - 0000 番		③事業の概要 SRC造 10階建 ④事業の種類 建築事業		⑤加入請求の労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ⑥保険関係成立年月日 (労災) H15年 4月 1日 (雇用) ⑦雇用保険被保険者数 一般・短期 10人 日雇 人 ⑧賞金総額の算込額 千円	
⑨住所(カナ) 郵便番号 住所(つづき) 町村名 住所(つづき) 丁目・番地 住所(つづき) ビル・マンション名等		⑩住所(漢字) 住所(つづき) 町村名 住所(つづき) 丁目・番地 住所(つづき) ビル・マンション名等		⑪委託事務組合 所在地 札幌市中央区労働基準監督署 代表者氏名 - 3.4.2 受付	
⑫名称・氏名(カナ) 名称・氏名 名称・氏名(つづき) 名称・氏名(つづき) 電話番号(市外局番) (市内局番) (番号) 名称・氏名 名称・氏名(つづき) 名称・氏名(つづき)		⑬事業開始年月日 R3年 4月 1日 ⑭事業終了年月日 R4年 5月 31日 ⑮建設の事業の積立金額 1,130,000,000 円 ⑯立木の伐採の事業の木材見込生産量 立方メートル		⑰事業主住所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 ⑱代表取締役 北海道労働局長 労働太郎 電話番号 011 - 709 - 2311 番	
① 保険関係成立年月日 (31600又は31601のとき) ※ 任意加入認可年月日 (31602のとき) (元号: 令和は9)		② 事務処理委託年月日 (31600又は31602のとき) 事業終了予定年月日 (31601のとき) (元号: 令和は9)		③ 常時使用労働者数 ※ 保険関係等区分 (31600又は31602のとき)	
④ 雇用保険被保険者数 (31600又は31602のとき)		⑤ 加入労働保険番号 (31600又は31602のとき)		⑥ 適用労働保険番号 1 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	
⑦ 適用労働保険番号 2 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号		⑧ 適用労働保険番号 3 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号		⑨ 適用労働保険番号 4 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	
⑩ 雇用保険の事業所番号 (31600又は31602のとき)		⑪ 府県区分 (31600又は31602のとき) ※特掲コード (31600又は31602のとき) ※業種 (31600又は31602のとき) ※データ (31600又は31602のとき) ※再入力区分		⑫ 修正項目 (英数・カナ)	
⑬ 修正項目 (漢字)		⑭ 受付年月日 (元号: 令和は9)		⑮ 法人番号	

事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)
 労働・基準建設・安定組特定共同企業体
 株式会社 労働建設
 代表取締役 基準子



あて先 〒 060-8566

札幌市

契約日から遡って1年以内
の受付印であること

北海道労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注2) (注1)

石綿による健康被害の救済に関する法律第 第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク)の所で折り曲げてください。

種別	※修正項目番号	※入力確定コード
3 2 7 0 1		1
①労働保険番号	都道府県 所管 管轄 基幹 番号 枝 番号	
0 1 1 0 1 6 0 0 0 0 0 - 0 0 0		

②増加年月日(元号:平成は7)	③事業廃止等年月日(元号:平成は7)	※事業廃止等理由
元号 - 年 - 月 - 日 項 3	元号 - 年 - 月 - 日 項 4	項 5
④常時使用労働者数	⑤雇用保険被保険者数	⑥免除対象高齢労働者数
十 万 千 百 十 人 項 6	十 万 千 百 十 人 項 7	十 万 千 百 十 人 項 8
2		
⑦保険関係	⑧業 種	⑨産業分類
751	3501	

確定 保険料 算定 内訳	⑦区分	算定期間 平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 3 月 31 日 まで		
	労働保険料	⑧保険料・拠出金算定基礎額	⑨保険料・拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
	労働保険分	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 11	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 12	4 8 4 5 0 項 13
	雇用保険法適用者分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 13	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 14	4 8 4 5 0 項 15
	雇用保険分	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 15	(ハ) 1000分の (ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 16	
概算・増加 概算 保険料 算定 内訳	労働保険料	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 20	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 21	4 8 4 5 0 項 22
	労働保険分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 22	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 23	4 8 4 5 0 項 24
	雇用保険法適用者分	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 24	(ハ) 1000分の (ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 25	
	雇用保険分	(ニ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 25	(ニ) 1000分の (ニ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 26	
	保険料算定対象者分	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 26	(ホ) 1000分の (ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 27	
一般拠出金 (注1)	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 35	(ハ) 1000分の (ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 36	0.02 項 37	1 0 2 項 38

概算・増加 概算 保険料 算定 内訳	⑪区分	算定期間 令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで		
	労働保険料	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
	労働保険分	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 20	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 21	4 8 4 5 0 項 22
	雇用保険法適用者分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 22	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 23	4 8 4 5 0 項 24
	雇用保険分	(ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 24	(ハ) 1000分の (ハ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項 25	
⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑰延納の申請 納付回数	項 28	項 29
	⑱延納の申請 納付回数	項 30		
	⑲延納の申請 納付回数	項 31		
	⑲延納の申請 納付回数	項 32		
	⑲延納の申請 納付回数	項 33		

⑧⑩⑫⑬⑭の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑮申告済概算保険料額		42,000 円		⑯申告済概算保険料額			
⑰差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
6,450 円	6,450 円						
⑱差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000 円	102 円	42,102 円
⑲差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
48,450 円	48,450 円	6,450 円	6,450 円	42,000 円	42,000		

書式例 No. 3

労働保険 概算・増加概算・申告書
(金融機関提出)

あて先 〒060-8
札幌市北区北8条
札

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注2) (注1)
石綿による健康被害の救済に
一般拠出金は延納できません

(注) 石綿による健康被害の救済に関する法律第 四第 1 項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

金融機関経由で提出された場合は、監督署の受付印は押印されません。

代わりに領収済通知書に金融機関が押印する、領収日付印をもって証明いたします。

契約日から遡って
1年以内の収納印で
あること

書式例 No. 労働保険 (金融機関)

あて先 〒060-8 札幌市北区北8条 札幌

北海道労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

① 3 2 7 0 1 ② 0 1 1 0 1 6 0 0 0 0 0 - 0 0 0

③ 5 1 0 0 ④ 0.02 ⑤ 4 8 4 5 0 ⑥ 4 8 4 5 0 ⑦ 1 0 2

⑧ 4 8 4 5 0 ⑨ 4 8 4 5 0 ⑩ 1 0 2

⑪ 4 8 4 5 0 ⑫ 4 8 4 5 0 ⑬ 1 0 2

⑭ 4 8 4 5 0 ⑮ 4 8 4 5 0 ⑯ 1 0 2

⑰ 4 8 4 5 0 ⑱ 4 8 4 5 0 ⑲ 1 0 2

⑳ 4 8 4 5 0 ㉑ 4 8 4 5 0 ㉒ 1 0 2

㉓ 4 8 4 5 0 ㉔ 4 8 4 5 0 ㉕ 1 0 2

㉖ 4 8 4 5 0 ㉗ 4 8 4 5 0 ㉘ 1 0 2

㉙ 4 8 4 5 0 ㉚ 4 8 4 5 0 ㉛ 1 0 2

㉜ 4 8 4 5 0 ㉝ 4 8 4 5 0 ㉞ 1 0 2

㉟ 4 8 4 5 0 ㊱ 4 8 4 5 0 ㊲ 1 0 2

㊳ 4 8 4 5 0 ㊴ 4 8 4 5 0 ㊵ 1 0 2

㊶ 4 8 4 5 0 ㊷ 4 8 4 5 0 ㊸ 1 0 2

㊹ 4 8 4 5 0 ㊺ 4 8 4 5 0 ㊻ 1 0 2

㊼ 4 8 4 5 0 ㊽ 4 8 4 5 0 ㊾ 1 0 2

㊿ 4 8 4 5 0 ㋀ 4 8 4 5 0 ㋁ 1 0 2

㋂ 4 8 4 5 0 ㋃ 4 8 4 5 0 ㋄ 1 0 2

㋅ 4 8 4 5 0 ㋆ 4 8 4 5 0 ㋇ 1 0 2

㋈ 4 8 4 5 0 ㋉ 4 8 4 5 0 ㋊ 1 0 2

㋋ 4 8 4 5 0 ㋌ 4 8 4 5 0 ㋍ 1 0 2

㋎ 4 8 4 5 0 ㋏ 4 8 4 5 0 ㋐ 1 0 2

㋑ 4 8 4 5 0 ㋒ 4 8 4 5 0 ㋓ 1 0 2

㋔ 4 8 4 5 0 ㋕ 4 8 4 5 0 ㋖ 1 0 2

㋗ 4 8 4 5 0 ㋘ 4 8 4 5 0 ㋙ 1 0 2

㋚ 4 8 4 5 0 ㋛ 4 8 4 5 0 ㋜ 1 0 2

㋝ 4 8 4 5 0 ㋞ 4 8 4 5 0 ㋟ 1 0 2

㋠ 4 8 4 5 0 ㋡ 4 8 4 5 0 ㋢ 1 0 2

㋣ 4 8 4 5 0 ㋤ 4 8 4 5 0 ㋥ 1 0 2

㋦ 4 8 4 5 0 ㋧ 4 8 4 5 0 ㋨ 1 0 2

㋩ 4 8 4 5 0 ㋪ 4 8 4 5 0 ㋫ 1 0 2

㋬ 4 8 4 5 0 ㋭ 4 8 4 5 0 ㋮ 1 0 2

㋯ 4 8 4 5 0 ㋰ 4 8 4 5 0 ㋱ 1 0 2

㋲ 4 8 4 5 0 ㋳ 4 8 4 5 0 ㋴ 1 0 2

㋵ 4 8 4 5 0 ㋶ 4 8 4 5 0 ㋷ 1 0 2

㋸ 4 8 4 5 0 ㋹ 4 8 4 5 0 ㋺ 1 0 2

㋻ 4 8 4 5 0 ㋼ 4 8 4 5 0 ㋽ 1 0 2

㋾ 4 8 4 5 0 ㋿ 4 8 4 5 0 ㌀ 1 0 2

㌁ 4 8 4 5 0 ㌂ 4 8 4 5 0 ㌃ 1 0 2

㌄ 4 8 4 5 0 ㌅ 4 8 4 5 0 ㌆ 1 0 2

㌇ 4 8 4 5 0 ㌈ 4 8 4 5 0 ㌉ 1 0 2

㌊ 4 8 4 5 0 ㌋ 4 8 4 5 0 ㌌ 1 0 2

㌍ 4 8 4 5 0 ㌎ 4 8 4 5 0 ㌏ 1 0 2

㌐ 4 8 4 5 0 ㌑ 4 8 4 5 0 ㌒ 1 0 2

㌓ 4 8 4 5 0 ㌔ 4 8 4 5 0 ㌕ 1 0 2

㌖ 4 8 4 5 0 ㌗ 4 8 4 5 0 ㌘ 1 0 2

㌙ 4 8 4 5 0 ㌚ 4 8 4 5 0 ㌛ 1 0 2

㌜ 4 8 4 5 0 ㌝ 4 8 4 5 0 ㌞ 1 0 2

㌟ 4 8 4 5 0 ㌠ 4 8 4 5 0 ㌡ 1 0 2

㌢ 4 8 4 5 0 ㌣ 4 8 4 5 0 ㌤ 1 0 2

㌥ 4 8 4 5 0 ㌦ 4 8 4 5 0 ㌧ 1 0 2

㌨ 4 8 4 5 0 ㌩ 4 8 4 5 0 ㌪ 1 0 2

㌫ 4 8 4 5 0 ㌬ 4 8 4 5 0 ㌭ 1 0 2

㌮ 4 8 4 5 0 ㌯ 4 8 4 5 0 ㌰ 1 0 2

㌱ 4 8 4 5 0 ㌲ 4 8 4 5 0 ㌳ 1 0 2

㌴ 4 8 4 5 0 ㌵ 4 8 4 5 0 ㌶ 1 0 2

㌷ 4 8 4 5 0 ㌸ 4 8 4 5 0 ㌹ 1 0 2

㌺ 4 8 4 5 0 ㌻ 4 8 4 5 0 ㌼ 1 0 2

㌽ 4 8 4 5 0 ㌾ 4 8 4 5 0 ㌿ 1 0 2

㍀ 4 8 4 5 0 ㍁ 4 8 4 5 0 ㍂ 1 0 2

㍃ 4 8 4 5 0 ㍄ 4 8 4 5 0 ㍅ 1 0 2

㍆ 4 8 4 5 0 ㍇ 4 8 4 5 0 ㍈ 1 0 2

㍉ 4 8 4 5 0 ㍊ 4 8 4 5 0 ㍋ 1 0 2

㍌ 4 8 4 5 0 ㍍ 4 8 4 5 0 ㍎ 1 0 2

㍏ 4 8 4 5 0 ㍐ 4 8 4 5 0 ㍑ 1 0 2

㍒ 4 8 4 5 0 ㍓ 4 8 4 5 0 ㍔ 1 0 2

㍕ 4 8 4 5 0 ㍖ 4 8 4 5 0 ㍗ 1 0 2

㍘ 4 8 4 5 0 ㍙ 4 8 4 5 0 ㍚ 1 0 2

㍛ 4 8 4 5 0 ㍜ 4 8 4 5 0 ㍝ 1 0 2

㍞ 4 8 4 5 0 ㍟ 4 8 4 5 0 ㍠ 1 0 2

㍢ 4 8 4 5 0 ㍣ 4 8 4 5 0 ㍤ 1 0 2

㍥ 4 8 4 5 0 ㍦ 4 8 4 5 0 ㍧ 1 0 2

㍨ 4 8 4 5 0 ㍩ 4 8 4 5 0 ㍪ 1 0 2

㍫ 4 8 4 5 0 ㍬ 4 8 4 5 0 ㍭ 1 0 2

㍮ 4 8 4 5 0 ㍯ 4 8 4 5 0 ㍰ 1 0 2

㍱ 4 8 4 5 0 ㍲ 4 8 4 5 0 ㍳ 1 0 2

㍴ 4 8 4 5 0 ㍵ 4 8 4 5 0 ㍶ 1 0 2

㍷ 4 8 4 5 0 ㍸ 4 8 4 5 0 ㍹ 1 0 2

㍺ 4 8 4 5 0 ㍻ 4 8 4 5 0 ㍼ 1 0 2

㍽ 4 8 4 5 0 ㍾ 4 8 4 5 0 ㍿ 1 0 2

㏀ 4 8 4 5 0 ㏁ 4 8 4 5 0 ㏂ 1 0 2

㏃ 4 8 4 5 0 ㏄ 4 8 4 5 0 ㏅ 1 0 2

㏆ 4 8 4 5 0 ㏇ 4 8 4 5 0 ㏈ 1 0 2

㏉ 4 8 4 5 0 ㏊ 4 8 4 5 0 ㏋ 1 0 2

㏌ 4 8 4 5 0 ㏍ 4 8 4 5 0 ㏎ 1 0 2

㏏ 4 8 4 5 0 ㏐ 4 8 4 5 0 ㏑ 1 0 2

㏒ 4 8 4 5 0 ㏓ 4 8 4 5 0 ㏔ 1 0 2

㏕ 4 8 4 5 0 ㏖ 4 8 4 5 0 ㏗ 1 0 2

㏘ 4 8 4 5 0 ㏙ 4 8 4 5 0 ㏚ 1 0 2

㏛ 4 8 4 5 0 ㏜ 4 8 4 5 0 ㏝ 1 0 2

㏞ 4 8 4 5 0 ㏟ 4 8 4 5 0 ㏠ 1 0 2

㏢ 4 8 4 5 0 ㏣ 4 8 4 5 0 ㏤ 1 0 2

㏥ 4 8 4 5 0 ㏦ 4 8 4 5 0 ㏧ 1 0 2

㏨ 4 8 4 5 0 ㏩ 4 8 4 5 0 ㏪ 1 0 2

㏫ 4 8 4 5 0 ㏬ 4 8 4 5 0 ㏭ 1 0 2

㏮ 4 8 4 5

領収済通知書		(労働保険)		(国庫金)		(記入例) ¥0123456789	
取 扱 行 名 北海道労働局		※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号 30840	
※取扱い番号 30840		※取扱い番号 30840		労働保険 特別会計 0847		※取扱い番号	

労働保険料等領収書

書式例 No.4
労働保険
事務組合
発行の
領収書

労働保険 番号	府 県		所 掌	管 轄		基 幹 番 号					枝番号		
	0	1	1	0	1	9	0	0	0	0	5	0	0

住 所 株式会社 北海

委託事業主の

氏 名 代表取締役 北海 太郎 殿

金		¥	万	千	百	十	円
			9	9	0	0	0

上記の金額を受領しました。

内 保 険 料 追 徴 金 延 滞 金 計	種 別	納 入 金 額	摘 要
	概 算 保 険 料 全・1・2・3	54,000 円	
	確 定 保 険 料	45,000	
	追 徴 金		
	延 滞 金		
	一 般 拠 出 金		
	追 徴 金		
	延 滞 金		
	計		

契約日から
遡って1年以
内の領収日
であること領収年月日 令和2 年 7 月 1 日
労働保険事務組合の

名 称 北海道労働保険事務組合

所在地 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

No.

7

代表者 代表取締役 労働 花子

(2.2)

※実際のサイズは、141mm×96mmです。拡大しています。

社会保険労務士 紀藤 耀	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
	令和 2 年 6 月 1 日	社会保険労務士 労働 花子	011-123-4567

労働者災害補償保険 保険関係成立の証

労働保険番号	<table><tr><td>府</td><td>県</td><td>所掌</td><td>管轄</td><td>基</td><td>幹</td><td>番</td><td>号</td><td>枝</td><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table>	府	県	所掌	管轄	基	幹	番	号	枝	番	号	0	1	1	0	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
府	県	所掌	管轄	基	幹	番	号	枝	番	号																								
0	1	1	0	1	8	5	0	0	0	0																								
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1																								
工 事 名	(工事番号) N8労働ビル 新築工事																																	
工 事 場 所	札幌市中央区北8条西2丁目1-1																																	
保 険 加 入 者	住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 氏 名 株式会社労働建設 代表取締役 基 準子																																	
労働基準監督署 証 明 欄	労働者災害補償保険の保険関係は 成立済みである。 (証明印) 																																	

労働者災害補償保険 保険関係成立の証

書式例 No.7

労働者災害補償保険 加入証明

保 険 関 係 成 立 記 号 番 号	工 事 の 名 称	工 事 の 場 所
記 号 番 号 01.1.01 850000-001 北 有 第 号 の	N8労働ビル 新築工事	札幌市中央区北8条西2丁目1-1
令和 3 年 4 月 1 日 労働者災害補償保険 保険関係成立届 を提出済みである。	労働局(労働基準監督署)の印	保 險 加 入 者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 氏 名 株式会社 労働建設 代表取締役 基 準 子